

総 財 務 第 6 号
令和 3 年 1 月 26 日

各都道府県財政担当部長	}	御中
各都道府県公共施設マネジメント担当部長		
各都道府県市区町村担当部長		
各指定都市財政担当局長		
各指定都市公共施設マネジメント担当局長		

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての
留意事項について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、令和 2 年 3 月 31 日時点で、全地方公共団体の 99.9%にあたる 1786 団体において策定済みとなり、また、個別施設計画についても、令和 2 年 10 月 13 日に開催されたインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、令和 2 年度末には、ほとんどの施設類型で 8 割以上の策定率となる見込みとの調査結果が示されました。

このような中、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2019 ～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」(令和元年 6 月 21 日閣議決定) 等も踏まえつつ、令和 3 年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要です。

総務省としても、これまで、公共施設等総合管理計画に関し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 75 号総務省自治財政局財務調査課長通知(平成 30 年 2 月 27 日付け総財務第 28 号同課長通知により改訂)。以下「指針」という。)、同日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」(以下「平成 30 年 2 月通知」という。)、同年 4 月 25 日付け事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」(以下「平成 30 年 4 月通知」という。)などにより、見直しに当たっての留意点等についてお示ししてきたところですが、今般、総合管理計画の見直しに際し、記載事項の考え方等について、改めて周知いたします。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

記

第一 総合管理計画の見直しについて

一 総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方

これまで総合管理計画については、指針等において、「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」としているところであるが、その策定を要請してきた平成 26 年度から平成 28 年度以降、一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和 2 年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和 3 年度中に、総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

総合管理計画の記載事項については、これまでも指針等によりお示してきたところであるが、改めて、見直しに当たっての考え方について、以下のとおりお示しするので、ご留意いただきたい。（カッコ内は指針等における該当箇所）

なお、以下に示す事項以外の事項についても、指針等も踏まえつつ、各団体の判断により、公共施設マネジメントの推進に必要な事項を記載すること。

1 必須事項

① 基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- ・ 計画策定年度及び改訂年度
- ・ 計画期間（指針 P. 2 第一 二（1））
- ・ 施設保有量（指針 P. 2 第一 一（1））
- ・ 現状や課題に関する基本認識（指針 P. 2 第一 二（3））
- ・ 過去に行った対策の実績

- ・ 施設保有量の推移
- ・ 有形固定資産減価償却率の推移（指針 P. 7 第三 六）

② 維持管理・更新等に係る経費（指針 P. 2 第一 一（3）、平成 30 年 4 月通知）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・ 現在要している維持管理経費
- ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも 10 年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針（指針 P. 2～4 第一 二（4））
- ・ 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針（指針 P. 2 第一 二（2）、P. 4 第一 二（5））

2 記載が望ましい事項

① 数値目標（指針 P. 4、5 第二 三、平成 30 年 4 月通知 第一 二 2）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等の評価に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

- ・ 計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
- ・ トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

② 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（指針 P. 4 第一 三）

この事項は、総合管理計画が、個々の施設や施設類型（道路、学校、病院等）をまたいだ優先順位や整備方針の検討に資する計画であることを踏まえ、盛り込むことが望ましいこと。

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用（指針 P. 7 第三 六）

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について

盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

この事項は、用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

3 団体の状況に応じて記載する事項

① 広域連携（指針 P. 5 第二 六）

団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携の取組について盛り込むことが望ましいこと。なお、令和2年度から、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業について、複数団体が連携して実施する取組における実施主体を拡充していること。

② 地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

都市計画等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることは重要であり、その団体の実情に応じて、盛り込むことが望ましいこと。

第二 その他

総管理計画の見直しの検討に当たっては、以下の点についても留意されたいこと。

一 総管理計画の見直しに係る財政措置

令和3年度に限り、市町村における総管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別交付税措置を講じることとしたこと。

二 「地方団体の経営・財務マネジメント強化事業」の創設

令和2年12月24日総財公第147号、総財務第124号「地方団体の『経営・財務マネジメント強化事業』の創設について（周知）」のとおり、来年度より、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じ、総管理計画の見直しも含めた政策テーマについて、アドバイザーを派遣する事業を創設することとしたところであるため、活用いただきたいこと。

三 公共施設等適正管理推進事業債の今後のあり方

令和３年度までを事業期間とする公共施設等適正管理推進事業債の令和４年度以降のあり方については、地方公共団体における総合管理計画の見直し状況等も踏まえつつ、検討する予定であること。

なお、令和３年度までに建設工事に着手した事業については、令和４年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしたこと。